



栃木県公報

平成25年
7月4日(木)
号外
第57号

目次

選挙管理委員会

○参議院栃木県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第49号

平成25年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成25年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

44,964,200円